

令和2年12月定例総会議事録

日 時 令和2年12月18日（金） 午前9時32分～午前11時00分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第7号議案 買入協議の適否の判断について

第8号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長

おはようございます。今年も本当に早いもので、あますところ10日ほどとなりました。

昨年の今頃は、皆さん方も忘年会、忘年会で毎日大変でしたが、今年は「忘」の字もないような状況で、本当に自粛、自粛の1年でした。

御承知のとおり、先日、今年の世相を表す一文字が紹介されましたが、1番目が「密」、2番目がコロナ禍の「禍」、3番目が「病」で、まさに1年を表すような文字だった気がいたします。

来年、令和3年、新しい年が皆様方にとっても本当にいい年でありますよう、心から祈念して、ただいまから農業委員会を進めさせていただきます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年12月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出7件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知33件、報告第3号 使用貸借解約通知8件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請18件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請14件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転8件、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定136件、第7号議案 買入協議の適否の判断について2件、第8号議案 非農地通知について37件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は12月8日、北部は12月9日に行っております。

また、調査会については、南部が12月10日、北部が12月11日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、5番委員の百武委員、6番委員の鶴委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書24ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番及び5番の審議結果について報告します。

令和2年12月15日に開催された第57回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から7番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから10ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～33

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から33番までの33件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号4番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、○○委員が代表となっている農事組合法人の案件となっておりますので、○○委員には一時退室していただき、先にこの案件の意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、先に意見を伺うことに決定しました。それでは、○○委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

4を除く1～8

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号4番を除く、報告番号1番から8番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

○会長

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）審議番号1番は、平成31年4月に転用目的が「農業用倉庫」で許可となった案件ですが、転用許可後に、申請地近隣にある農業用倉庫の所有者から倉庫を貸してもよいとの話があり、倉庫の建築を延期することになったため、双方同意の上で取消願が提出されたものです

この案件について、調査会において審議したところ、取り消し事由はやむを得ないものと判断し、願い出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び26ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

10

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、農地法第5条の許可を得ることにより、農地法第3条の許可要件の

ひとつである「全部効率利用要件」を満たすことから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の2件は、農地法第5条の許可を得ることにより、農地法第3条の許可要件のひとつである全部効率利用要件を満たすことになるため、一括審議・一括採決としました。

まず、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番について、申請人は、檀家数が40戸の寺院ですが、現在利用している敷地の一部が農地であることが判明したため、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

次に、農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番は、親族間の贈与の案件です。

本案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、遺贈の案件、審議番号3番から5番の3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送るこ

とに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から5番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び58ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

17

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

110・111

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号17番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号110番及び111番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、申請人が同一で、同時申請により下限面積要件を満たすものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号17番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号110番及び111番の3件は、申請人が同一で、同時に申請されたことにより、下限面積要件を満たすことになる案件です。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号17番については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすことから、許可相当と判断しました。

また、農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号110番及び111番の2件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当と判断しました。

以上のことから、この3件については、許可相当及び、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号17番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号110番及び111番の3件については、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書17ページから20ページまでをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

17を除く6～18

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号17番を除く、審議番号6番から18番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番及び18番の2件は親族間の贈与の案件、審議番号7番から16番までの10件は普通売買の案件です。

審議番号8番及び9番について、地元委員から、譲受人が一度に1町2反を取得することになるが、譲受人は農業法人を営んでいるため、耕作に問題はない旨の説明がありました。また、審議番号16番について、委員から売買価格について質問があり、事務局より、申請地は譲受人の自宅に隣接しており、隣に住宅を建てさせたくないのも、双方で協議した価格で申請されたと聞いている旨の説明がありました。

なお、審議番号7番は、社会福祉法人が就労支援のために農地を取得する案件であり、全部効率利用要件や下限面積要件などは該当せず、地域との調和要件などについては問題なく、審議番号7番及び17番を除く、審議番号6番から18番までの11件についても、地元農業委員

による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この12件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この12件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

先ほど北部調査会長の方から御報告がありましたけれども、審議番号16番です。

売買価格が10a当たり4,500千円ということで、隣に家を建てさせたくないような理由でということでしたけれども、この譲渡人は4,500千円で売ると、それなりの譲渡所得が発生して税金がかかるということは納得されているのかなと思って、そこら辺はどのような確認をされたのでしょうか。

○事務局

譲渡人は、申請地のすぐそばにお住まいで、双方、親戚同士で税金のことについても十分理解した上で売買契約を結ばれていると聞いております。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この12件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号17番を除く、審議番号6番から18番までの12件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業施設」の、農振用途区分変更を経た案件で、申請人は、会社経営の傍ら、農業を営んでいますが、申請地の近くには農業用の駐車スペースが無く、また農業用車両が離合するスペースも無いことから、農作業用駐車場及び離合スペースとして利用したく、申請されたものです。

委員より、地元生産組合から『転用目的どおりの利用をするように』との意見が出されていることに関して、申請人自らが地元への説明を行うなど、今後は地元と良好な関係を築いて営農を行うようにとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「地盤調査（一時転用）」の案件で、申請人は、申請地に医療施設の建築を計画していますが、それに先立ち地盤調査を行いたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいます、子の成長に伴い駐車場が不足しているため、自宅に隣接する敷地に新たに駐車場を整備したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

この施設についてはもともと農業用施設であるから申請不要という案件だと思いますけれども、何となくバルーン会場の付近の土地だなと思いながら、実際、申請人は耕作をされているのかどうかという部分ですね。

その部分と、実際は転用申請は要らないけれども、こういった場合の指導とかは、委員会としては特になされていないのでしょうか。

多分、同じような状況が下の方にも見られると思いますけどね。遊覧飛行場のときは一時転用が出ていたと思いますけれども、そういう部分の関連はどうでしょうか。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

まず、この申請人が耕作をされているかということで、議案書の経過のところにも書いておりますけれども、こちらの土地は平成29年に農地法第3条の申請をされている土地になります。

もちろん、その際に耕作面積等は確認をして、要件は満たしているということで第3条許可が出ておまして、それで所有権移転をされているところになります。現状もきちんと耕作をされているというのは確認をしております。

今回、農業施設で面積も2a未満になりますので、本来、転用申請を出さなくてもいい案件ですが、農振の用途区分変更の手続は間違いなく必要ではあったんですけども、その手続をする前に工事をされて、先に設置をされていたという経緯がありまして、事後で農振の用途区分の変更の手続をされております。

その際、地元農業委員のご意見も伺いながら申請人と事務局との協議の中で、第4条申請という手続もありますけれども、という御案内をして、申請人の方で判断をされて第4条申請まで出しますということでお話がありましたので、今回申請を受け付けているところでございます。

あと、遊覧飛行場の話がありましたけれども、今回の申請地に隣接する農地は、この申請人が代表となっている会社が、去年、バルーン大会期間のヘリの遊覧飛行ということで一時転用をされた農地になります。来年以降、バルーン大会が開催されて、また同じように一時転用をされたいということであれば、要件の確認をして、許可要件があれば審議をして、一時転用の許可の可能性はあるのかなと思っております。

以上です。

○委員

関連でいいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今の状況の中では、同じような懸念があるんじゃないかなというふうに思います。理由が、駐車場ということで、ここ離合スペースがないのは下の田んぼも一緒ですね。その辺はずっと一緒のところできそういう形で申請が出たときには、オーケーしていくというパターンになっていくのかなと、ちょっとそこを懸念しますが、その辺の考え方というのをある程度農業委員会としてもしっかりしておかないと、あそこがそれでいいなら私のところもというような感じ。もともと規制があったから一時転用を使うときだけということであったと思いますけど、よその人が買って、そしてそこにこういうふうな状況でされているという形になれば、同じようなパターンで、そんなら自分たちでもいいんじゃないかという話になっていく状況が出ると思いますので、何らかの形として、農業委員会として、そういった場合の対応の仕方というのをある程度ルール化していた方がいいんじゃないかなと思いますが、その辺の考えはまだされていないですか。

○会長

事務局。

○事務局

今回、平成29年の農地取得の際に遠距離通作になる計画であり、今も遠距離通作されているんですけども、要は大きなトラックに農業機械を載せてくるという計画になっておりました。

その際、ここは農地が広がっており、農作業で通られる方が多いので、道端にそのまま大きな車両を止めていると邪魔になるんじゃないかという御意見が、当時の審議の際に出ていました。自分の農地側に車を止めるスペースとかを設けた方がいいんじゃないかという御意見も委員の皆様から当時あったので、それを受けて今回の駐車スペースを設置をされているんですけども、本来、そこで農振の必要な手続は踏んでいただかないといけなかったんですけども、そういう手続きが必要だと、本人さんいわく、ちょっと知らなかったということでした。

もちろん、ほかの場合に関しても、農業委員会としては相談を受けた場合には、農振青地であれば用途区分の変更等の手続は必要ですよというのは随時説明をしていく必要はあるか

など考えております。

○委員

ありがとうございました。10年一昔という話で、時代は動いていますけれども、基本的な部分はやはり農業委員会としての考え方をきちんとすべきかなと。特に地元の人だったらよかつたかもわからないですけども、よその人が取得をされてこういうパターンになっているというのがちょっと疑問点というか、その辺のところは本来の取得とちょっと違うのかなという感じがしましたので、意見を述べました。

以上です。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

○会長

審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は、一般住宅の建築が計画されていますが、それに先立って埋蔵文化財の試掘調査を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、1776番1は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

1777番2は、「水管等が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、かつ、500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、1776番1は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

1777番2は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。
以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページから26ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に小学校や保育園等があり、子育て世代の方たちにとって住環境に恵まれているため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、開発で敷地が舗装されると、雨水が自然浸透しなくなるため、既存の排水管1本で十分か確認したところ、今回の排水計画は、県の排水基準に基づいて計画しているため問題ないとの回答を得ました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1597番6及び1598番8は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

1598番7及び1599番5は、「水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、1597番6及び1598番8は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

1598番7及び1599番5は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「貸グループホーム」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在、障がい福祉サービスを営んでいますが、今般、グループホームを建設し、自身の経営する法人に貸し付けることを計画したところ、申請地は、閑静な住宅街の中にあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員より、入居者のことを確認したところ、精神疾患を患っている方が対象で、集団生活を通じて社会復帰を目指していくことを目標としており、地元から不安の声は挙がっていないとの説明がありました。

さらに、委員から、申請地南側の水路から申請地にかけて、草や竹が多く繁っていたため、今後の管理を確認したところ、工事をする際に伐採して綺麗にした後、施設管理者が引き続き管理していくとの回答を得ました。

また、申請地西側の樹木の枝が、駐車場予定地まで張り出していることについて確認したところ、落ち葉で側溝が詰まる恐れもあるが、樹木は水路側にあるため、勝手には処分できないが、やがては伐採したい旨の説明がありました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番及び5番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、同時利用地の宅地を介して国道に接続し、交通の便が良く、住環境も良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、西側開発道路の北側部分は、その北側の農地への通作路としても利用されると理解しているが、その部分は市へ帰属しない道路となっているため、道路の所有について確認したところ、道路に隣接する4号地及び6号地の購入者の共有となる予定で、販売の際には、通作のため農業機械が通るという条件を付けて4号地及び6号地を販売するとの回答を得ました。

また、地元委員より、出入口は1箇所だけで、交通量の多い国道であることから、注意して施工するようにとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、現在賃借している資材置場が、土地所有者から契約解除の申し出を受けているため代替地を探していたところ、申請地は事務所からも近く、利便性も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

委員より、南側里道の取扱いについて確認したところ、現在賃借している資材置場を早急

に退去する必要があったため、手続ができていないが、やがては里道の払下げを受ける予定である旨の説明がありました。

また、委員より、交通量が多いため工事の際は交通安全に注意するよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、小学校や商業施設に近く、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員より、住宅購入者が利用するごみ置場について確認したところ、近くにある既存のごみ置場を利用することで、地元自治会と協議済みであるとの回答を得ました。

また、造成時の工事車両や搬入ルートについて確認したところ、車両は4トン車までを予定しており、小学校東側の市道を南から北へ通るルートで搬入する計画であるとの説明がありました。

なお、一時的に4トン車以上の工事車両を通行させる場合には、通行に関して必要な許可等の手続きを行った上で、工事を実施する旨の回答を得ました。

これらのことに対し、委員より、工事車両が小学校近くを通るため、安全には十分配慮して行うようにとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、108番7及び108番8は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

108番10は、「水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、

かつ、500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、108番7及び108番8は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）。

108番10は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「分家住宅」の、農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となっているため、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近いため適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号9番も、転用目的が「分家住宅」の、農振除外を経た案件で、申請人は、現在、実家に祖父母や両親と居住していますが、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近いため適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この9件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定

しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページ及び27ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11・12・13・14

○会長

審議番号11番から14番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号11番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもが生まれたため、住宅の建築を計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「資材置場」の農振除外を経た案件で、調査会において、申請人説明を求めました。

申請人は、塗装業を営んでいますが、現在借りている資材置場が遠方にあり、不便で資材の管理も難しいため資材置場の移転を計画したところ、申請地は自宅に隣接しており、作業の効率を図るうえで適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、塗料や溶剤の保管場所について確認したところ、塗料等は現場に必要な分を配達してもらい、もし余ったら産業廃棄物として処分しないといけないので、申請地に塗料等を置くことはない旨の回答がありました。

また、委員より、申請地は甲種農地のため、簡単には転用できない場所であるということを理解しておいてほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号13番及び14番の2件は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存敷地が手狭になったため、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

申請人に、申請地西側の里道の管理について確認したところ、資材置場の周囲にある里道等の管理は譲受人が行っており、既存敷地の北東側の里道も譲受人が管理しているので、申請地西側の里道についても、地元の方が使わないところは、譲受人が管理するとの回答がありました。

さらに、資材置場を拡張する必要性について確認したところ、申請人は、宅地開発等で利用する建設残土を一時保管しているが、置場が不足していることから、拡張を計画したとの説明がありました。

また、申請地を含む資材置場に産業廃棄物を置くか確認したところ、資材置場には産業廃棄物は置かないとの回答がありました。

なお、既存敷地内の分離槽について確認したところ、重機の油分等が流出しないように、3槽の分離槽を設置している旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しています。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号11番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番及び14番の2件については、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番及び14番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書28ページ及び29ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から8番までの8件：46,324㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

19

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号19番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号19番

新規 1件： 4,017㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、計画案どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書40ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

41

○会長

審議番号41番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号41番

更新 1件： 7,051㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号41番については、計画案どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書43ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

54

○会長

審議番号54番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号54番

更新 1件： 2,634㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号54番については、計画案どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書30ページから57ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

19・41・54を除く1～106

○会長

審議番号19番、41番及び54番の3件を除く、審議番号1番から106番までの103件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号19番、41番及び54番の3件を除く、審議番号1番から106番までの103件

新規 31件： 262,601.92㎡

更新 72件： 623,569㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この103件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この103件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この103件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号19番、41番及び54番の3件を除く、審議番号1番から106番までの103件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書57ページから64ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

110・111を除く107～136

○会長

審議番号110番及び111番の2件を除く、審議番号107番から136番までの28件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号110番及び111番の2件を除く、107番から136番までの28件

新規 4件： 13,783 m²

更新 24件： 165,734 m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この28件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この28件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この28件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号110番及び111番の2件を除く、審議番号107番から136番までの28件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書65ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

1・2

○会長

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当と判断し、総会へ送るこ

とに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書66ページから80ページまでをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1～37

○会長

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から37番までの37件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から37番までの37件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会

において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この37件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この37件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

今回の非農地通知について、以前より急に増えております。この件について何か地元の方で説明とかあってこういう非農地通知が出ているのか、理由が分かったらお願いします。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

今回増えている理由につきましては、今年度の農業委員会の重点事項として、現在、山林、原野化している農地について非農地通知を進めるということで、今年の農地パトロールの折に、地元の農業委員さん、推進委員さんで現地の方を確認していただき、山林、原野化している農地については地権者の方に申出書を送りました。その申出をされた方について、今回も非農地の通知ということでご審議をお願いしているものでございます。

順次、地権者の方に申出書を送っているところでありますので、今後また1月、2月、3月にも、このような形で非農地申出が増えてくるものと思われまます。

以上です。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この37件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から37番までの37件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年12月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時 閉会